

【ビジネスセミナー】 日本企業支援セミナー／輸入規制(インドネシア)

在インドネシア大使館

開催日 : 令和6年10月10日

場 所 : ジャカルタジャパンクラブ(JJC)会議室及びオンライン配信(ハイブリッド形式)

共 催 : 在インドネシア大使館、JETROジャカルタ事務所、ジャカルタジャパンクラブ



【概要】

インドネシアで事業を行う上で重要な論点である輸入規制について、日本企業向けセミナー「インドネシアにおける輸入規制(輸入承認制度)の概要について」を開催。対象は約2,100の現地進出企業及び進出に関心のある日本企業。

- 「商品バランス制度」や「輸入承認制度」などが重層的に規定され、輸入者にとって大変理解が難しくなっているインドネシアの輸入規制の概要をJETROジャカルタ事務所の中村一平シニアディレクターが解説。
- 対面41名、オンライン393名の参加があり、日本企業における輸入規制の動向に対する関心の高さが伺える結果となった。
- 現地の経済ビジネス情報を配信するNNAインドネシアにセミナーに関する記事が掲載された(報道ぶり右参照)。



講演の様子

【インドネシア一報】

輸入承認制度を解説、日本企業向けセミナー

インドネシア最大の在留邦人・日系企業団体、ジャカルタ・ジャパン・クラブ(JJC)と日本貿易振興機構(JETRO)ジャカルタ事務所、在インドネシア日本大使館は10日、インドネシアの輸入規制の概要に関する日本企業向けセミナーを現地開催した。輸入手続きに関する最新情報(2023年第30号)「関税」12月11日版、90日後施行)の発行から数週間を経て変更された最近の輸入承認制度、商品バランス政策などを中心に解説した。

インドネシアの輸入承認取得要件の確認方法

商品バランス制度は、輸入品と国内産品の数量バランスを維持するための制度で、輸入品の種類と数量が国内産品の数量と一致する必要がある。輸入承認制度は、特定の輸入品に対して事前に承認を得る必要がある。承認は、輸入品の種類、数量、価格、品質、安全性、環境性などの要素に基づいて行われる。承認は、輸入品の種類、数量、価格、品質、安全性、環境性などの要素に基づいて行われる。承認は、輸入品の種類、数量、価格、品質、安全性、環境性などの要素に基づいて行われる。

JETROジャカルタ事務所の中村一平シニアディレクターは、輸入承認の取得手続きについて、HSコード

2024年10月10日

10/10 The Daily NNA インドネシア版 [Indonesia Edition] 第 02708 号

2024年(令和6年)10月10日(木)

日に公布・施行)が最新の改正令となっていると指摘した。

中村氏は「生産事業用ライセンス(AP1-1P)を保有する事業者については当初の貿易許可(23年第30号)の付与から、承認された」との見方を示すが、商社などが取得する輸入承認ライセンス(AP1-1)に関しては、個別企業の取扱いにもよるが、基本的には更新が義務付けられていると指摘した。

改正を経て、課税商品の輸入を認める、AP1-1P保有者のみにF01(本拠地)価格1,000米ドル(約22万,400円)以内のスクリーン使用(国産品使用)を利用する場合に輸入承認を必要とする便宜が復活した。

政府サイトからも要件確認可

中村氏は、今後も国内経済情勢の状況に応じて、輸入承認の要件は柔軟に調整が働くとの見通しを示した。各企業が得意な情報収集として、該当する法令の本文と別紙両方による把握のほか、政府が提供するウェブサイト「インドネシア・ナショナル・シングル・ポイント」(INSWP) <<https://insw.go.id/inter>>でHSコードを入力すれば、輸入要件やそれ以外の項目が確認できると紹介した。

各企業は、輸入承認要件とは別に、国内基準認証(SNI)、医薬品食品衛生法(BPO)の取得許可など、インドネシア国内で流通させるために必要な認証や要件についても確認が必要になる。

また中村氏は「特別スキームを利用して製品を輸入している場合には、検査や検閲が求められる可能性に念頭に置いた上で立派な税関も実際の輸入計画を防ぐためには必要」とも述べた。

セミナー「インドネシアにおける輸入承認(輸入承認制度)の概要について」は、対面とオンライン形式を組み合わせで開催され、若手ジャカルタに拠点を41人、オンラインで393人が参加した。

貿易許可(23年第30号)によって輸入規制が厳格化された後、国内外の産業界からの反応を受けて現在は改正され、10日後施行では貿易許可(24年第8号)(5月17

NNAインドネシアより引用

記事掲載日: 令和6年10月14日
(NNAの許可を得て掲載)